

平成26年2月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、いずれも、発病日を昭和〇年〇月〇日とする、右)外傷後失明(以下「当該傷病1」という。)、左)眼循環障害(眼虚血症候群疑い)(以下「当該傷病2」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当該傷病1について、症状が固定した日である昭和〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)別表第2(障害手当金の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当するが、年金請求日(平成〇年〇月〇日)が受給権発生日(昭和〇年〇月〇日)から5年を経過しているため、時効により障害手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分1」という。)をした。

また、厚生労働大臣は、当該傷病2について、現在提出されている書類では、当該傷病2の発病日が昭和〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認できないためとして、

障害給付の請求を却下する旨の処分(以下「原処分2」という。)をした。

なお、再審査請求の審理期日において、保険者代理人は、原処分1の理由について、「旧厚年法別表第2該当」から「60年改正法による改正前の船員保険法(以下「改正前船保法」という。)別表第5に該当」に、処分理由を変更する旨陳述した。

3 請求人は、原処分1及び原処分2を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 改正前船保法第40条第4項によれば、船員保険の被保険者であった間に発した疾病又は負傷等が職務上の事由によるものであり、治癒したときに同法別表第5に定める程度の障害の状態にある者に、一時金として障害手当金が支給されるが、同法第5条第1項により、障害手当金を受ける権利は5年を経過したときは、時効により消滅する。

2 厚年法による障害厚生年金を受けるためには、対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)に係る初診日において厚生年金保険の被保険者であったこと、または昭和61年4月1日前の発病日において同被保険者であったこと(以下「資格要件」という。)、② 保険料納付等に係る所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていること、及び③当該障害の状態が、基準となる時点(本件の場合には裁定請求日)において、障害等級3級以上に該当していることが必要とされる。

3 本件の場合、請求人は、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分1及び原処分2を不服として障害給付の支給を求めているが、当該傷病1については、その原因が、職務上の事由であることについては、当事者間に争いがないと認められるところ、その問題点は、昭和〇年

〇月〇日において、治癒していたか否か、及び同日現在の障害の状態が、改正前船保法の規定による障害手当金（以下、単に「障害手当金」という。）の障害の程度に該当すると認められ、請求日が受給権発生日から5年を経過しているため、障害手当金を受ける権利が時効消滅していると認められるか否かであり、当該傷病2については、その問題点は、発病日が昭和〇年〇月〇日（厚生年金保険の被保険者であった間）であることを確認することができないと認められるか否かである。

第4 当審査会の判断

1 当該傷病1について

昭和〇年〇月〇日における請求人の当該傷病1による障害の状態は、請求人に係る船員手帳（交付日：昭和〇年〇月〇日）の写しによれば、検査年月日（以下「検査日」という。）「〇.〇.〇」における裸眼・きょう正視力（以下「視力」という。）は、右「1.5」、左「1.5」と、検査日「〇.〇.〇」における視力は、右「1.5」、左「1.5」と、検査日「〇.〇.〇」における視力は、右「0.4」、左「1.2」と、検査日「〇.〇.〇」における視力は、右「0」、左「1.2」と記載され、いずれの場合も、医師住所（所属先）氏名欄には、「〇〇 a 病院・医師A（以下「A医師」という。）」と記載されている。

上記資料から判断するに、昭和〇年〇月〇日、A医師によってなされた視力検査では、右「0」、左「1.2」とされており、当該傷病1が治癒した日（症状が固定した日）は、昭和〇年〇月〇日と見るのが相当である。治癒した日における当該傷病1の障害の程度は、改正前船保法別表第5のうち「職務上の事由による障害」の「1眼失明シ、又ハ1眼ノ視力0.07以下ニ減ジタルモノ」（1級1号）に相当し、前記第3の1の規定から障害手当金の支給対象となるが、障害手当金を受ける権利は5年を経過したときに消

滅するため、本件請求日（平成〇年〇月〇日）においては、障害手当金を支給する権利は時効消滅している。

2 当該傷病2について

(1) 当該傷病2の発病日又は初診日を検討するに、旧厚年法並びに厚年法及び国年法が、発病日又は初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からすると、発病日又は初診日に関する証明資料は、直接その傷病に係る診療を行った医師等ないし医療機関が作成した診断書、若しくは、医師等ないし医療機関が、診断が行われたときに作成された診療録等の客観性のある医療記録の記載に基づいて作成した診断書又はそれらに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらを総称するものとして「医証」という。）でなければならないことは当然である。このような観点からみるに、発病日又は初診日に関する医証等として取り上げられるべきものは、上記1で認定の用に供した船員手帳の写しのほか、資料① b 病院・B医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書、資料② c 病院・C医師（以下「C医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、資料③ 船主・D（以下「船主」という。）作成の平成〇年〇月〇日付文書、及び資料④ 請求人に係る身体障害者手帳（交付日：平成〇年〇月〇日）、資料⑤ 請求人作成の国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届であり、これをおいて他に存しないところ（いずれも写し。以下、これらを「資料①」などという。）、資料①は、傷病名として、右眼は当該傷病1、左目は当該傷病2が掲げられた上で、初めて医師の診療を受けた日を「平成〇年〇月〇日（診療録で確認）」、傷病の原因または誘因は「右眼は漁船にのっていて釣り針がささって受傷、左眼不明」、既存障害の記載はなく、既往症は「なし」、傷病が治ったかどうかは、傷病が治っていない場合として、症状の良

くなる見込は「無」、診断書作成医療機関における初診時所見(初診年月日:平成〇年〇月〇日)は、「視力 右(0)左(0.05) 右眼視神経萎縮と左目に後発白内障、視神経萎縮および網膜動脈白線化を認めた。」と記載されている。

資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は「両視神経萎縮、網膜動脈閉塞症」、発病年月日は「平成〇年〇月〇日」、傷病の原因又は誘因は「高血圧(悪性)、腎不全(疑)」、発病から初診までの経過は「4-5日前より左目かすみあり(昔は1.5位見えていた由) 体調不良と来院 視力右0.01(矯正不可)左0.3(0.6×+1.0Dcy1-1.0DA90°) 左眼底に高血圧性網膜症の出血、白斑、黄斑浮腫あり(右は記載なし) 前年、d病院、e病院f科、g病院にて眼底出血を指摘、高血圧の為といわれていた。当方から内科紹介した後、通院なし。本日再来し書類を依頼されました。」、初診年月日・終診年月日は「① 平成〇年〇月〇日(左) 結膜炎、② 平成〇年〇月〇日(左) 結膜異物、③ 平成〇年〇月〇日 両視神経萎縮、網膜動脈閉塞症、④ 平成〇年〇月〇日 両眼視神経褪色、網膜動脈白線化」、終診時の転帰は「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は「①にて(左)結膜炎にて、点眼にて治ゆ、当時、視力不明。右眼はS〇年頃外傷(つり針打撲)でg病院半年入院加療した由、その当時光覚(-)となるも徐々に回復し、ぼやっとしている。右眼散瞳あり、両眼底著変なし、以来通院なし。②にて(左)結膜異物にて来院、点眼処方、以来通院なし、眼底同様。③上記。④両眼視神経褪色、網膜動脈白線化 右光覚(-)左0.02(0.04×+0.5D) H〇年頃、h病院にて左白内障手術しており、左中間透光体はキレイです。右白内障、瞳孔散大あ

り左視野狭窄5~10度。」と記載されている。

資料③は、「昭和〇年〇月〇日午後3時過ぎ、〇〇沖100マイルにて鯉の操業中、同船員の釣針(かぶら)が請求人の右眼に飛んできた。我慢できない痛みで船長へ相談するが、エサが沢山あるのに操業途中では帰れんと、他の意見もあり、陸へ上がる船を無線で手配。〇〇丸の便で〇〇漁港の市場へ向かう。タクシーで〇〇・i病院へ〇日朝10時頃着、連絡済みにて直ぐ初診、右目中心の瞳に直撃の為、失明と言われる。2、3日入院の間も激痛治まらず、〇〇g病院へ。〇日夕方診察入院。i病院と同じ診断下される。昭和〇年〇月末日まで入院。治療費は労災保険にて対応する。」と記載されている。

資料④は、「障害名 視力障害 右全盲 左 0.02 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野の損失率が95%以上のもの」と記載されている。

資料⑤は、事故発生の状況として、「昭和〇年〇月〇日午後3時過ぎ頃、〇〇沖約100マイルあたりで鯉の操業中、同船員の釣針(かぶら)が右眼にとんで来た。舳先に腰かけて釣っていた自分も魚がつれたので体をおこした時のことだが、どこから?誰のか?はわからない。が、かぶらが外れ勢いよくとんで来たことを考えると、魚がかかりひきあげる時、針から魚がはずれる時その威力で針がちぎれ眼にあたった。」と記載され、「以上のとおり相違ありません」として、回答者欄に請求人(代理人として妻Eが記入したとされる)の住所氏名等が記載されている。

(2) 上記1及び2(1)の各資料を基に、当該傷病2の発病日又は初診日を検討するに、船員保険手帳の写しによれば、検査日「〇.〇.〇」、「〇.〇.〇」、「〇.〇.〇」及び「〇.〇.〇」におけ

る左目視力は、いずれも「1.2」であり、当該傷病1が発生した労災事故による直接の影響は認められない。資料②によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に、C医師を初診し、左眼について「結膜炎にて点眼にて治癒」と診断され、平成〇年〇月〇日は、同医師から「(左) 結膜異物にて来院、点眼処方、以来通院なし。」とされ、平成〇年〇月〇日の受診時に、同医師より「(両) 視神経萎縮、網膜動脈閉塞症」と診断されている。そうすると、請求人の左眼については、右眼の外傷のあった昭和〇年〇月〇日から18年後の平成〇年〇月〇日に結膜異物があり、その3年後の平成〇年〇月〇日に初めて視神経萎縮を指摘されている経過をみると、医学的観点から、右眼の当該傷病1と左眼の当該傷病2との間に相当因果関係があると認められず、それぞれ初診日を異にする別傷病として取り扱うのが相当であり、当該傷病2の初診日は、平成〇年〇月〇日と認められる。

(3) 次に、当該傷病2について、資格要件をみると、請求人に係る「被保険者年金記録照会回答票(基本記録)」及び「被保険者記録照会(納付Ⅱ)」によれば、当該傷病2の初診日である平成〇年〇月〇日において、請求人は、厚生年金保険の被保険者ではなく、上記第3の2記載の資格要件を満たしていない。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日において、国民年金の被保険者であるが、国年法においても上記第3の2と同旨の規定である「納付要件」を満たしていないため、国年法による障害基礎年金の支給対象にはならない(国年法第30条、60年改正法附則第20条)。

3 以上から、当該傷病1については時効により障害手当金は支給されず、当該傷病2については、初診日が厚生年金保険の被保険者期間外であるから、請求人の本件裁定請求を当該傷病1については不

支給とし、当該傷病2については請求を却下した原処分1及び原処分2は、結論において妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。